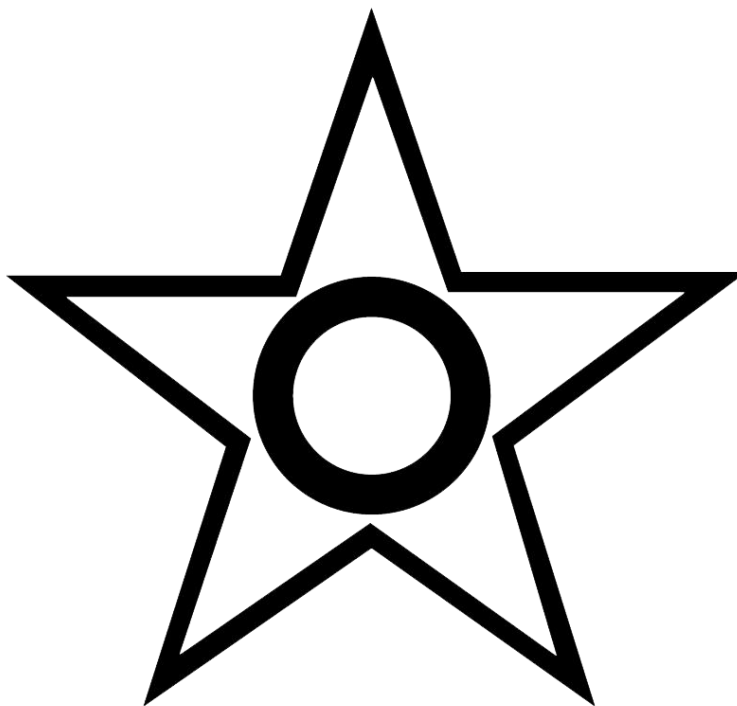


---

# 釧路市宿泊税 特別徴収事務の手引き

---

宿泊施設経営者様用



(令和8年3月3版)

## 目次

第1章 宿泊税について .....	2
1 宿泊税の目的と用途 .....	2
2 宿泊税の徴収方法 .....	2
3 e L T A Xによる電子申告・納入 .....	3
第2章 宿泊税の仕組み .....	5
1 宿泊税の手続きの流れ .....	5
2 課税客体・納税義務者 .....	6
3 宿泊料金 .....	6
4 税率 .....	7
5 課税免除 .....	7
第3章 特別徴収義務者の登録等 .....	9
1 特別徴収義務者の登録 .....	9
2 登録事項の変更等 .....	12
3 申請書等の添付書類及び提出期限 .....	13
第4章 宿泊税納入申告書の提出と納入 .....	14
1 申告納入 .....	14
2 納入義務の免除・還付 .....	20
3 更正の請求 .....	21
第5章 適正な申告納入のために .....	22
1 帳簿等の記載・保存 .....	22
2 調査 .....	23
3 更正・決定 .....	23
4 加算金 .....	23
5 延滞金 .....	24
6 審査請求 .....	25
7 罰則、滞納処分等 .....	25
第6章 その他 .....	26
1 領収書等への表示 .....	26
2 宿泊税特別徴収義務者交付金 .....	27
3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先 .....	27

# 第1章 宿泊税について

## 1 宿泊税の目的と用途

釧路市が課す宿泊税は、旅行者の受入環境の充実や、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり等のための施策に要する費用に充てるため、また、北海道が課す宿泊税は、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年4月から導入する法定外目的税です。

釧路市は、宿泊税による税収を活用し、持続可能な自立型の地域経済の実現に向けた観光振興施策を実施します。

## 2 宿泊税の徴収方法

### (1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、釧路市内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、釧路市及び北海道が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税をお預かりし、まとめて釧路市へ申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要がありますので、ご留意願います。

### (2) 特別徴収義務者

旅館業法第3条第1項の許可又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした宿泊施設の経営者の方が該当します。

ただし、これ以外の方でも宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には、その方が特別徴収義務者となる場合がありますので、事前に釧路市役所市民税課までお問い合わせください。

旅館業の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設において、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行っている場合は、それ自体が違法な状態ですので、速やかに必要な許可を受け、又は届出を行い、宿泊税の特別徴収義務者の申請を行ってください。

特別徴収義務者の方は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは該当のページをご参照ください。

- 特別徴収義務者の登録・・・・・・・・・・P. 9～
- 宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・P. 14～
- 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・P. 22～

### (3) 北海道宿泊税の徴収方法の特例

釧路市に所在する宿泊施設については、釧路市宿泊税と北海道宿泊税を併せて釧路市に、申告納入していただく予定です。

その際の特別徴収義務者の手続きや、申告納入方法等につきましては、釧路市が定める方法によることとなります。基本的な手続の流れはP 5のとおりです。

## 3 e L T A Xによる電子申告・納入

e L T A X (エルタックス) とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができる申告・納入システムです。

e L T A X対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「PCdesk」(DL版又はWeb版)を利用することで電子納入が可能となります。具体的な操作方法についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。

○ e L T A Xのホームページ	: <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>
○ PCdeskNext 特設ページ	: <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816">https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816</a>
○ e L T A Xのよくある質問	: <a href="https://eltax.custhelp.com/">https://eltax.custhelp.com/</a>
○ e L T A X利用時間	: 8 時 3 0 分から 2 4 時まで (土日祝日、年末年始12月29日から1月3日は除く)

※ 繁忙期や休日運用日など、詳しくはe L T A Xのホームページをご覧ください。

### (1) 利用届出について

e L T A Xから電子申告・電子納入を行うためには、申告を行う施設ごとに利用届出を行い「利用者ID」の取得が必要です。

※ 本人確認のため、マイナンバーカードや、法人の商業登記電子証明書などの電子証明書が必要です。マイナンバーカードを使用するためには、別途ICカードリーダーが必要になります。

### (2) 申告納入について

「PCdeskNext」から電子申告してください。申告納入期限は「第4章-1 申告納入」をご確認ください。

(3) 申告納入以外の申告・申請等について

「PCdeskNext」から以下の手続きについて、e L T A Xを利用して行うことができます。

様式名	e L T A Xで手続きを行う際に選択する手続名	手続概要
特別徴収義務者登録申請		新しく宿泊施設の経営を開始し、特別徴収義務者としての登録を行う場合の手続
登録事項変更申請	特別徴収義務者登録申請書（新規・変更・休止廃止再開・証票）	特別徴収義務者としての登録事項を変更する場合の手続
経営休止・経営再開・経営廃止届出		宿泊施設を休止、再開、廃止する場合の手続
納入義務免除・還付申請	納税義務免除（還付）申請書	宿泊者から宿泊税を受け取ることができなかったことについて正当な理由がある場合などに、納入義務の免除又は還付を申請する場合の手続
更正の請求	更正請求書	計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告したときで、更正の請求をする場合の手続
納税管理人申告（申請）	納税管理人申告（申請）書	納税管理人を設定、変更、廃止、不要とする場合の手続
特別徴収義務者交付金振込口座の申出	口座振替申出書	特別徴収義務者交付金を振り込む口座を指定する際の手続

(4) 電子納入について

電子納入とは、納税者や特別徴収義務者がインターネット等を利用して地方公共団体へ税金を電子的に納付・納入する仕組みです。

「PCdesk」から、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより電子納入することができます。

## 第2章 宿泊税の仕組み

### 1 宿泊税の手続きの流れ

#### ① 宿泊施設の経営を開始する前に

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出

※既に経営されていて①をお済の場合はこちらからとなります。

e L T A X（電子申告）を利用する  
場合

e L T A X（電子申告）を利用しない  
場合

#### ② e L T A Xの利用届

e L T A Xの利用に関する手続きを  
実施

#### ③ 特別徴収義務者の登録申請

経営開始日の5日前までにe L T A X  
を利用して特別徴収義務者登録申  
請書を提出

経営開始日の5日前までに鉧路市に  
特別徴収義務者登録申請書を提出

#### ④ 宿泊（契約）があったら

宿泊者から宿泊税を預かる

#### ⑤ 宿泊税を預かったら

申告納入期限までにe L T A Xを利用  
して納入申告書を提出、電子納入  
を実施

申告納入期限までに鉧路市に納入申  
告書を提出  
納入書により金融機関窓口等で納入

## 2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊です。

- (1) 「宿泊」とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱うものが「宿泊」となります。

### 【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 1 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義（※）に該当するか。
- 2 日をまたぐ就寝を伴う行為であるか。
- 3 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか。

※ 旅館業法の許可が必要な宿泊（次の4項目全て該当するもの）

- ① 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ② 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている）
- ③ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている）
- ④ 生活の本拠でない（使用期間が1ヶ月未満、又は1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

- (2) 「宿泊者」とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が「宿泊者」となります。

## 3 宿泊料金

宿泊税の税率は、1人1泊当たりの宿泊料金により判定します。

この場合の宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して、その対価又は負担として支払うべき金額から、次に掲げる額を除いた金額をいいます。

### 【宿泊料金に含まれないもの】

- 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- 自動車（送迎）料、駐車料金
- 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
- 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

「宿泊料金」には、いわゆる宿泊料のほか、その名称にかかわらず、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代及びサービス料、奉仕料等を含みます。

## 4 税率

宿泊税の税率は、1人1泊の宿泊料金に応じて、次のとおりとなります。

宿泊料金（1人1泊）	釧路市宿泊税	北海道宿泊税	合計額
2万円未満のもの	200円	100円	300円
2万円以上5万円未満のもの	200円	200円	400円
5万円以上のもの	200円	500円	700円

※ 合計額が宿泊者にご負担いただく金額となります。

## 5 課税免除

### (1) 修学旅行等に伴う宿泊の課税免除について

釧路市・北海道では、修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

- 課税免除の対象となる学校行事等は、修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。
- 課税免除の対象者は幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園、保育所（保育所型認定こども園含む）、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者です。

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

- 学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出があった場合は、記入漏れ等がないかを確認の上、受け取ってください。
- 「修学旅行等であることの証明書」については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

### (2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除について

外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

#### ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

#### イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

ウ 申請の手続き

課税免除の手続きについては、外国大使等より宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

【修学旅行等であることの証明書の見本】

修学旅行等であることの証明書								
宿 泊 日	年	月	日	～	年	月	日	( ) 泊
活 動 の 種 類	<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの <input type="checkbox"/> 修 学 旅 行 <input type="checkbox"/> その他学校行事 ( )							
	<保育所等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとを実施されるもの(対象者は満3歳以上の幼児に限る) <input type="checkbox"/> 行 事 ( )							
宿 泊 施 設 名 称								
課 税 免 除 と なる 宿 泊 人 数 (※)								
備 考								
※課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に参加している方及び引率の方が含まれます。引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。								
上記の宿泊は釧路市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は3歳以上の幼児に限る。)に該当するものであることを証明します。								
年 月 日								
学校又は施設情報								
所 在 地								
学 校 名 又 は 施 設 名								
学 校 等 の 種 類	<input type="checkbox"/>	【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)】 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校						
	<input type="checkbox"/>	【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園】 幼保連携型認定こども園						
	<input type="checkbox"/>	【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】 家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業、事業所内保育事業						
	<input type="checkbox"/>	【児童福祉法第39条に規定する保育所】 保育所(保育所型認定こども園含む)						
	<input type="checkbox"/>	【児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設(地方裁量型認定こども園)】 認可外保育施設(地方裁量型認定こども園)						
学 校 長 名 又 は 施 設 長 名								
本証明書は、宿泊施設に提出してください。								

## 第3章 特別徴収義務者の登録等

### 1 特別徴収義務者の登録

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、釧路市が宿泊税に係る事務を行うに当たって、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を適確に把握しておく必要があることから、令和8年4月1日時点ですでに宿泊施設の経営を行っている方を含め、全ての宿泊施設が特別徴収義務者として登録していただくものです。

#### (1) 登録事項の申請

特別徴収義務者の登録はeLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、釧路市のホームページからダウンロードしていただくか、お送りした「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を釧路市に提出してください。

※ 各手続きは宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

※ 特別徴収義務者登録がなくても、宿泊税が発生した場合には、特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

#### (2) 登録後の通知

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者登録通知書」を送付させていただきます。

この通知は、釧路市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する書面にもなりますので、大切に保管してください。

#### 【電子申請の場合】 ↓PCdesk Next ログイン画面



- ① PCdesk Next の「手続き一覧」から「【宿泊税】特別徴収義務者登録申請書（新規・変更・休止再開廃止・証票関係）」を選択してください。
- ② 【紙申請の場合】と同様に、申請画面に必要項目を入力してください。
- ③ 申請画面に添付書類を電子ファイルで添付できる項目がありますので、P. 13 ページの添付書類を添付してください。
- ④ 入力内容等を確認のうえ、データを送信してください。

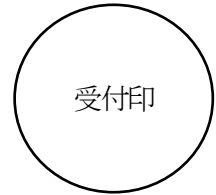
※ 詳細は、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) 上の「PCdesk Next ガイド【申告等】」をご確認ください。

【紙申請の場合】

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

釧路市長あて 提出日 年 月 日

※処理事項	確認印



釧路市宿泊税条例第9条第1項の規定により、特別徴収義務者としての登録を申請します。

特別徴収義務者	住所(所在地)	〒(      -      )				1
		電話番号				
	フリガナ氏名(名称)		フリガナ代表者の氏名			
	法人番号					
宿泊施設の営業の許可等	住所(所在地)	〒(      -      )				2
		電話番号				
	フリガナ氏名(名称)		フリガナ代表者の氏名			
	種別	1. ホテル    2. 旅館 3. 簡易宿所   4. 民泊	許可番号			
宿泊施設	所在地	〒(      -      )				3
		電話番号				
	フリガナ名称					
	設備の概要	床面積      m <sup>2</sup>	地上階 地下階	客室数      室	収容人数      名	
	経営開始(予定)年月日又は宿泊税特別徴収義務者指定通知書を受けた日			年 月 日		
共同事業者	住所(所在地)	〒(      -      )				4
		電話番号				
	フリガナ氏名(名称)		フリガナ代表者の氏名			
応答部署名及び担当者氏名					5	
	電話番号					
この申請に係る関係書類の送付先	〒(      -      )					

1 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称、法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。  
(URL : <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

2 「宿泊施設の営業の許可等」欄

- 旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。「種別」は、該当するものに○をしてください。

3 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の所在地、電話番号、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。
- 概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人数を記載してください。
- 営業開始した（する）日又は徴収の便宜を有する者として指定された場合は、宿泊税特別徴収義務者指定通知書を受けた日を記載してください。

4 「共同事業者」欄

- 特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- 記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

5 「応答部署名及び担当者氏名」「この申請に係る関係書類の送付先」欄

- 当該申請についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の送付先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

注意

1 次の書類を添付してください。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けたことを証する書類又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出による届出番号を確認できる書類の写し
- (2) 経営者が法人の場合には法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合には経営者の住民票
- (3) 宿泊約款の写し等
- (4) 経営を委託している場合には、経営委託契約書又はそれに類する書類の写し

2 この申請書は、宿泊施設ごとに作成してください。

## 2 登録事項の変更等

登録事項の変更等の手続きはe L T A Xの入力フォームから申請してください。

なお、e L T A Xを利用できない場合は、釧路市のホームページからダウンロードしていただくか、お送りした「宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書」又は「宿泊税経営休止・経営再開・経営廃止届出書」を釧路市に提出してください。

### (1) 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称等）に変更があった場合に申請が必要となります。

ただし、次のア～オの場合は、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の申請と新たな特別徴収義務者による新規の登録を行ってください。

- ア 営業譲渡又は相続（贈与）
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合

### (2) 宿泊税経営休止・経営再開・経営廃止届出書

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に届出してください。また、休止期間を定めずに経営休止した場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出してください。

### 3 申請書等の添付書類及び提出期限

要件	時期	申請書等	添付書類
新たに宿泊施設の経営を始める場合	経営を開始しようとする日より5日前まで(開始しようとする日の前日から起算して5日まで)	宿泊税特別徴収義務者登録申請書 ※1	<b>【旅館業法の場合】</b> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類(写)※2 <b>【住宅宿泊事業の場合】</b> ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号及び建物の所在地を確認できる書類(写)※2 <b>【法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) <b>【個人の場合】</b> ・住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)(写) <b>【共通】</b> ・宿泊約款(写)(宿泊約款がない場合は、宿泊料金を記載した書面) ・経営を委託している場合は、経営委託契約書又はそれに類する書類(写)(事前にご相談ください)。
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日より10日以内(通知を受けた日から起算して10日以内)		
特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	宿泊税特別徴収義務者変更申請書	<b>【個人事業者の住所に変更があった場合】</b> ・住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)(写) <b>【法人代表者の変更があった場合】</b> ・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) <b>【その他変更があった場合】</b> ・変更内容が確認できる書類
宿泊施設の経営を1カ月以上休止しようとする場合※3	休止する日の前日まで	宿泊税経営休止・経営再開・経営廃止届出書	「旅館業廃止(停止届)」又は「休止のお知らせ」等
期間を定めずに休止したときに、経営を再開しようとする場合	再開する日の前日まで		「営業許可書」又は「再開のお知らせ」等
宿泊施設の経営を廃止した場合	廃止の日から10日以内		旅館業法、住宅宿泊事業法の規定による「廃止(停止届)」又は法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写) ※経営廃止した日までの宿泊税も申告納入が必要です。

※1 共同事業者がいる場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※2 許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届(写)もすべて添付してください

※3 経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税は、その日から1月以内に申告納入する必要があります。

## 第4章 宿泊税納入申告書の提出と納入

### 1 申告納入

#### (1) 申告納入期限

毎月申告納入期限（徴収すべき期間の翌月の末日）までに申告納入していただきます。なお、期限後に申告、納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合がありますので期限までに申告納入をお願いします。

※ 申告月の末日が土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日が申告納入期限となります。

※ 12月申告11月宿泊分の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日）です。

#### (2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請により申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けますと、次表のとおり、3か月分を取りまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月、4月、5月	6月末	9月、10月、11月	12月末
6月、7月、8月	9月末	12月、1月、2月	3月末

#### ○ 適用の要件

- ・適用を受けようとして申請をした日の属する月の前12か月間に、宿泊施設における釧路市宿泊税の納入すべき金額の合計額が120万円以下であることが必要です。（令和8年7月1日から令和9年3月31日までは、申請月の前3か月間において30万円以下であることが必要です。）
- ・この特例適用の指定を取り消された場合、その日から1年を経過していること。
- ・申請日の属する月の前12か月間で宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定がないことが必要です。（令和8年7月1日から令和9年3月31日までは、令和8年4月1日から申請月の前月の末日までの間決定がないことが必要です。）
- ・申請日の属する月の前12か月間で市税の滞納が無いこと。
- ・申請月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していること。（令和8年7月1日から令和9年3月31日までは、申請月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、令和8年4月1日までに宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出していることが必要です。）
- ・財産状況その他の事情から、宿泊税の徴収確保に支障がないと認められること。

○ 特例適用の指定を受けるためには  
適用を受けようとする場合は、「宿泊税申告納入期限の特例の承認申請書」を提出してください。一度適用の指定を受けた方は、指定が取り消されない限り、次年度以降も継続の取扱いとしますので毎年度の申請は必要ありません。

○ 特例適用開始の時期について  
特例の適用は、申請書を提出した日が属する区分の「次の区分」の初月から開始されます。申請直後の期間は、特例が適用されませんのでご注意ください。

<例：9月1日に申請書を提出した場合>

- ・9月・10月・11月分は、特例は適用されません。これまで通り毎月の申告納入が必要です。
- ・12月宿泊分から特例が適用され、3か月分（12・1・2月分）をまとめて3月末に申告納入となります。

○ 指定の取消し

特例の申告納入期限までに申告納入がないなど、申告納入期限の特例適用の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該年度末にこの特例適用の指定を取り消します。

年度の途中に取消の事由が発生した場合も、その年度中は指定が継続され、年度末に指定を取り消します。指定が取り消された場合、4月申告（3月宿泊分）から毎月申告をしていただくこととなります。

### (3) 宿泊税納入申告書の提出について

宿泊税の納入申告書の提出は、eLTAXの入力フォームで申告してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、釧路市のホームページからダウンロードしていただくか、お送りした「宿泊税納入申告書」又は「宿泊税納入申告書（申告納入期限の特例の承認者用）」で、釧路市に提出してください。申告すべき宿泊税額が0円の場合も納入申告書の提出をお願いします。

#### 【電子申請の場合】 ↓PCdesk Next ログイン画面



- ① PCdesk Next の「手続き一覧」から「【宿泊税】納入申告書」を選択してください。
- ② 【紙申請の場合】と同様に、申請画面に必要項目を入力してください。
- ③ 入力内容等を確認し、データを送信してください。

※ 詳細は、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) 上の「PCdesk Next ガイド【申告等】」をご確認ください。

【紙申請の場合】

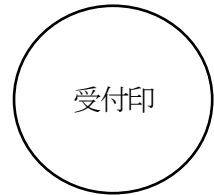
宿泊税納入申告書

釧路市長あて

提出日 年 月 日  
月申告 月宿泊分

※処理事項

確認印  
1



特別徴収義務者氏名(名称)	3
応答部署名 及び担当者氏名	電話番号
宿泊施設名称	
証票番号	第 号

釧路市宿泊税条例第8条第1項の規定によって、納入申告書を提出します。

区分		宿泊の件数	税率	宿泊税額
1 人 1 泊	2万円未満	1,000	300円	300,000円
	2万円以上5万円未満	300	400円	4
	5万円以上	100	700円	70,000円
合計		1,400		490,000円

課税免除した宿泊の件数	150
-------------	-----

- 1 「※処理事項」欄には何も記載しないで下さい。
- 2 「提出日及び申告期限」欄には、提出日を記載し、5月申告4月宿泊分 等、記載願います。
- 3 「特別徴収義務者氏名(名称)等」欄
  - 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の氏名又は名称を記載してください。
  - 当該申請についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の送付先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。
  - 宿泊施設の名称(営業許可を受けている名称)を記載してください。
  - 「証票番号」欄は、「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載されている「証票番号」を記載してください。当該番号で管理しているため、必ず記載してください。
- 4 「申告内容」欄
  - 「宿泊の件数」欄には、該当する税率に宿泊の件数を、「宿泊税額」欄には、該当する税率に宿泊の件数を乗じた宿泊税額を記載してください。
  - 「課税免除した宿泊の件数」欄には、課税免除した宿泊の件数を記載してください。

#### (4) 釧路市宿泊税（北海道宿泊税含む）の納入について

e L T A Xにより申告していただいた場合は、e L T A Xを利用して電子納入することができます。

なお、e L T A Xを利用していない方は、釧路市のホームページからダウンロードしていただくか、お送りした宿泊税納入申告書の右側の「宿泊税領収証書」に必要な事項を記入して、下記金融機関又は釧路市役所会計室・阿寒町行政センター・音別町行政センター・阿寒湖温泉支所にて納入してください。

※ 釧路市の窓口にも手書用の「宿泊税納入申告書」「宿泊税領収証書」を用意していますので、必要な場合はお問い合わせください。

区分	宿泊税領収証書による納入場所
道内	北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、みずほ銀行、釧路信用金庫、網走信用金庫、北見信用金庫、大地みらい信用金庫、釧路信用組合、北海道労働金庫、釧路丹頂農業協同組合、阿寒農業協同組合、ゆうちょ銀行および郵便局、北海道信用漁業協同組合連合会（釧路支店のみ）
道外	北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、みずほ銀行

【電子納入の場合】 ↓ PCdesk (Web 版) ログイン画面



- ① PCdesk (Web 版) のメインメニューから「納税メニュー」→「電子申告運動」を選択してください。
  - ② 「納付対象申告一覧」から PCdesk Next で電子申告した対象を選択していただくと『納付・納入金額一覧』が表示されますので、内容を確認し送信してください。
  - ③ 「納税メニュー」に戻り、「納付情報の確認・納付」を選択していただくと『納付情報一覧』が表示されるので、電子納入を行いたい対象を選択してください。
  - ④ 「納付方法選択」画面が表示されますので、納入方法を選択してください。
- ※ 詳細は、e L T A X ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) 上の「共通納税」をご確認ください。

【紙納入の場合】

市町村コード	012068									
北海道	宿泊税領収証書 (公)									
釧路市										
口座番号	加入者									
02710-0-960067	釧路市会計管理者									
住所又は所在地及び特別徴収義務者氏名 (名称) 並びに宿泊施設名称										
〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所  ホテル市役所										
業務コード	年度	証票番号								
36	8	99999999								
申告月										
1 2月申告 1 1月宿泊分										
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
合計額				¥	6	4	0	0	0	0
納期限		2027年1月4日								
上記の通り領収しました。 (納入者保管) ※ この領収証書は、5年間保存してください。 ◎この納入書は、3連1組となっていますので、切り離さずに提出してください。										領収日付印

1 「住所又は所在地及び特別徴収義務者氏名 (名称) 並びに宿泊施設名称」欄

特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び宿泊施設の名称を記載してください。

2 「年度・証票番号」欄

年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは8となります。  
証票番号は、宿泊税特別徴収義務者登録 (変更) 通知書で通知しています。

3 「申告月」欄

令和8年12月申告11月宿泊分等、記載願います。

4 「納入金額」欄

合計額の税額の頭には「¥」を記載してください。

釧路市では市税に関する各種情報とともに、宿泊税についての概要や各種様式を掲載しておりますので、ご利用ください。

◇ ホームページURL… (URLは変更となる場合があります。)



<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1010710/1016119.html>

## 2 納入義務の免除・還付

### (1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を失ったことについて、天災、火災、盗難等避けることのできない理由があると認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

### (2) 申請の手続

納入義務の免除の手続きはe L T A Xの入力フォームから申請してください。なお、e L T A Xを利用できない場合は、釧路市のホームページからダウンロードしていただくか、お送りした「宿泊税徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書」で、釧路市に提出してください。

### (3) 還付

(1) の場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

#### 【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- ◇ 納税義務者が破産、整理等の法的手続きに入り支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ◇ 納税義務者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ◇ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

### (4) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に未納の徴収金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

### (5) 納入義務免除・還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、釧路市役所市民税課にお問い合わせください。

### 3 更正の請求

#### (1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

#### (2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内とされています。

(申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

#### (3) 請求の手続

更正の請求の手続きは、eLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、釧路市のホームページからダウンロードしていただくか、お送りした「宿泊税更正請求書」で、更正の請求の理由を明記の上、釧路市に提出してください。更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

## 第5章 適正な申告納入のために

### 1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆さまには、帳簿の記載、備え付け及び保存、書類の作成及び保存をしていただく必要があります。

#### (1) 帳簿・書類の記載・保存

宿泊税条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存しておく必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電磁的記録を保存する必要はありません。

区分	記載事項	例
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

#### (2) 帳簿保存期間～納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

◆例) 令和8年8月申告7月宿泊分の帳簿保存期間満了日。

納入申告書の提出期限：令和8年8月31日

令和8年9月1日～令和13年8月31日（5年間）

⇒令和13年8月31日が帳簿保存期間満了日となります。

#### (3) 書類保存期間～納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで

◆例) 令和8年8月申告7月宿泊分の書類保存期間満了日。

納入申告書の提出期限：令和8年8月31日

令和8年9月1日～令和10年8月31日（2年間）

⇒令和10年8月31日が書類保存期間満了日となります。

#### (4) 電磁的記録による保存等

上記の帳簿・書類について、特別徴収義務者の方が最初の記録段階から一貫して電子計算機（パソコン等）を使用して作成すること等、釧路市宿泊税条例・規則に定める要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿・書類の作成、備え付け及び保存に代えることができます。

## 2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、市の職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行います。

調査を行う際は、事前にご連絡しますので、公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いいたします。

## 3 更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は「更正」の、申告されていない場合は「決定」の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税 更正・決定・加算金決定 通知書兼納入告知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、添付する「納入書」により、期限までに納入してください。

## 4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

### (1) 過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※不足税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額×5%を加算

### (2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき。 【申告税額の15%】

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 【決定税額の15%】

③ ①②の場合について、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。【申告税額の5%】

(注1) ①～③の場合で、納入すべき税額が300万円を超えるときは、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、さらに5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、さらに10%が加算されます。

(注2) ①～③の場合で、短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

○ 不申告加算金の不適用

④の場合において、その期限後申告書が以下の要件すべてを満たす場合は、不申告加算金が課されません。ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去5年において、1回限りです。

- ・申告期限から1か月以内に宿泊税納入申告書を提出している。
- ・納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・過去5年において、不申告加算金 又は 重加算金 の決定を受けていない。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

- ① 過少申告加算金に関するもの 【過少申告加算金10%に代えて35%】
- ② 不申告加算金に関するもの 【不申告加算金15%に代えて40%】

(注1) 短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

## 5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算します。

(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%（更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額となります。

(注1) 延滞金を算定する場合、滞納額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その全額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。

(注2) 納期限の翌日から1月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限年7.3%）が適用されます。納期限の翌日から1月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）が適用されます。

## 6 審査請求

釧路市が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、市長に対して審査請求をすることができます。

### (1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

### (2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内になければなりません。

### (3) 手続

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、市長に対して提出してください。  
この場合、審査請求書は、釧路市役所市民税課に提出してください。

## 7 罰則、滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、釧路市宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

### 【罰則】

法令等	条項	内 容	罰 則	
			拘禁刑	罰金
条例	第23条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第11条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下（過料）	
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下	

## 第6章 その他

### 1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。(消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。)

- 税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。
- 釧路市宿泊税と北海道宿泊税を併せて表記する場合は、合算額を表記していただいてもかまいません。

#### 《例1》 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定のとき

○ 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領 収 証		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	10,000円
	消費税額	1,000円
	宿泊税	300円
	合 計	11,300円
令和〇年〇〇月〇〇日 釧路市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

○ 宿泊税額を別に計上する場合

領 収 証		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	10,000円
	消費税額	1,000円
	合 計	11,000円
令和〇年〇〇月〇〇日 釧路市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

上記のほか、宿泊税額を300円領収しました。

#### 《例2》 客室料金に宿泊税額を含める料金設定のとき

領 収 証		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	11,300円
	合 計	11,300円
令和〇年〇〇月〇〇日 釧路市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

上記金額には、宿泊税額300円が含まれています。

## 2 宿泊税特別徴収義務者交付金

### (1) 交付の目的

宿泊税特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収事務の特殊性にかんがみ、宿泊税の申告納入制度の円滑な運営に資するため、毎年度、予算の範囲内において交付するものであり、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

### (2) 交付対象期間及び交付時期

釧路市宿泊税及び北海道宿泊税における、当該交付金の交付対象期間は、4月分から翌年3月分までとし、その交付時期は、交付対象期間の末日の属する会計年度の翌年度の10月中です。

### (3) 交付の基準及び交付率

納期限までに納入した額に100分の2.5（令和13年度交付分までは最大で100分の1.0を加算した割合）の割合を乗じて得た額となります。

なお、交付金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて交付します。

- 宿泊税特別徴収義務者交付金のお受け取りに際しては、口座振替の方法をお勧めします。口座振替以外の場合は、お送りする支払通知書で釧路市役所本庁舎会計室において受け取りの手続きが必要となります。

## 3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先

**釧路市役所 市民税課税務係**（本庁舎1階①②番窓口となります）

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4513（直通）

E-mail : [shukuhakuzei@city.kushiro.lg.jp](mailto:shukuhakuzei@city.kushiro.lg.jp)



- 申告等を郵送で行う場合には、釧路市役所市民税課に送付してください。この場合、控えの郵送を希望される方は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
- 宿泊税の各種申告・申請書の受付は、阿寒町行政センター市民課・音別町行政センター市民課・阿寒湖温泉支所も行っております。